

資料編

1 計画策定経過（平成23年度）

月 日	会議名等	審議内容等
5月23日	第1回三郷市介護保険運営協議会	①諮問内容の概要および計画策定スケジュールについて ②計画策定基礎（アンケート）調査の結果について
6月20日	第2回三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会	①アンケート調査からの課題 ②第4期計画の重点施策と現状の取組み ③第5期計画の骨子（案） ④庁内向けローリング調査の実施について
8月29日	第2回三郷市介護保険運営協議会	①日常生活圏域の区域割りについて ②第5期に新設される介護サービス事業の概要について
9月26日	第2回三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会	①第5期計画の骨子（重点目標）について ②庁内向けローリング調査の中間報告について ③地域包括支援センター職員へのアンケート調査の実施について ④第5期計画の素案について
10月17日	第3回三郷市介護保険運営協議会	①地域包括ケアシステムについて ②介護予防・日常生活支援総合事業について
10月31日	第4回三郷市介護保険運営協議会	①介護保険施設等の基盤整備について ②介護保険料の多段階化について
11月4日	三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会	①計画の策定体制と検討状況について ②庁内向けローリング調査の結果について ③第5期計画の骨子と重点事業について ④第5期計画の素案について
11月14日	第3回三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会	①第5期計画の素案について
12月1日～1月6日	パブリック・コメントの実施	市内公共施設等、13か所で実施（意見件数：6件）
1月16日	第5回三郷市介護保険運営協議会	①素案に対するパブリック・コメントの意見について ②第5期介護サービス見込量について
1月30日	第6回三郷市介護保険運営協議会	①介護保険料等について ②第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の諮問答申（案）について
2月27日	第7回三郷市介護保険運営協議会	①第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関するパブリック・コメントの回答について ②第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の諮問答申について



2 規定・条例・規則

(1) 三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会

○三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会規程

平成14年3月14日
告示第84号

(設置)

第1条 三郷市高齢者保健福祉計画の策定に関し幅広く市民の意見を聴くため、三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、三郷市高齢者保健福祉計画に関する事項について検討協議する。

(会員)

第3条 会員は、三郷市介護保険条例第2章に規定する介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員をもって充てる。

2 会員の任期は、当該計画の策定完了までとする。

(座長及び座長代理)

第4条 懇話会に座長及び座長代理を置き、それぞれ運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。

2 座長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要の都度、市長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

2 三郷市高齢化対策懇話会規程(平成10年告示第101号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月21日告示第60号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(2) 三郷市介護保険運営協議会

○三郷市介護保険条例 (抜粋)

平成12年3月18日
条例第18号

(介護保険運営協議会の設置)

第3条 介護保険事業の円滑かつ適切な運営のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第4条 協議会は、介護保険事業に関する事項について、市長の諮問に応じ審議する。

2 前項に規定する諮問があるときは、協議会は、その都度会議を開き、速やかにこれについて市長に答申する。

(協議会の委員の定数)

第5条 協議会の委員(この条及び次条において「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員
- (2) サービス提供事業者を代表する委員
- (3) 学識経験を有する委員

(委員の委嘱等)

第6条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。

4 委員は、辞任しようとするときは、市長に届け出て、承認を得なければならない。

5 市長は、協議会の委員が欠けたときは、補欠の委員を委嘱するものとする。

6 委員は、再任されることを妨げない。

(規則への委任)

第7条 前4条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。



○三郷市介護保険運営協議会規則

平成12年3月31日
規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市介護保険条例（平成12年条例第18号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、三郷市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員として在任する期間とする。
- 3 会長及び副会長は、辞任しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 協議会は、会長がこれを招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(所掌事項の例示)

第4条 条例第4条に規定する介護保険事業に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (2) 介護保険特別会計の運営状況に関すること。
- (3) 介護保険基準該当サービスに関すること。
- (4) 地域密着型サービスに関すること。

(資料の要求)

第5条 協議会は、必要な資料の提出を市長に求めることができる。

(市長等の出席)

第6条 協議会は、必要と認めるときは、市長及び関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議録の作成)

第7条 会長は、協議会の議事について、次に定める事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 招集日時及び会議場所
 - (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
 - (3) 議題及びその審議の経過
 - (4) その他会長が必要と認めた事項
- 2 会議録には、会長が署名しなければならない。
 - 3 会長は、会議録の写しを添えて、会議の結果を市長に報告するものとする。

(公印)

第8条 会長の公印は、次の表のとおりとする。

<表省略>

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(3) 三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会

○三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会規程（抜粋）

平成 14 年 3 月 14 日

訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 三郷市高齢者保健福祉計画及び三郷市介護保険事業計画(以下「三郷市高齢者保健福祉計画等」という。)の策定に関し各部課の調整を図るため、三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項に関して協議検討する。

- (1) 三郷市高齢者保健福祉計画等の策定に関すること。
- (2) その他高齢者施策に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員(以下「構成員」という。)をもって組織する。

(会長)

第 4 条 会長は、福祉部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第 5 条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第 6 条 委員は、次に掲げる者とする。

総務課長・企画調整課長・安全推進課長・財務課長・市民課長・国保年金課長・健康推進課長・シルバー元気塾推進課長・市民活動支援課長・生活ふくし課長・長寿いきがい課長・障がい福祉課長・ふくし総合相談室長・交通課長・産業振興課長・営繕課長・都市計画課長・開発指導課長・消防総務課長・生涯学習課長・スポーツ推進課長・前各号に定める者のほか、市長が指名する者

(会議)

第 7 条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 協議会に、協議会の所掌事項に関する専門的事項を調査及び研究するため、必要な専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の設置は、協議会が審議決定する。

3 部会長及び部会員は、第 6 条の委員及び職員の中から会長が指名する。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、部会の会議の議長となり、調査及び研究した事項について、会長に報告しなければならない。

(任期)

第 9 条 構成員並びに部会長及び部会員の任期は、当該所管事項の審議の終了時までとする。

(庶務)

第 10 条 協議会及び部会の庶務は、福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。



3 三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会・三郷市介護保険運営協議会委員名簿

氏名	役職名	分野
◎ 佐藤 雄	三郷市社会福祉協議会 副会長	学識経験者
○ 竹内 博	三郷市医師会	
宍戸 六郎	三郷市歯科医師会 専務理事	
藤竿 千恵美	三郷市薬剤師会 介護保険担当	
杉山 明伸	立教大学 コミュニティ福祉学部福祉学科准教授	
晝間 章	社会福祉法人 小鳩会 理事長	サービス提供事業者
大場 敏明	医療法人財団 アカシア会 理事長	
高尾 信子	三郷市介護支援専門員連絡協議会代表	
小倉 明	第1号被保険者代表	被保険者の代表
西村 繁之	第2号被保険者代表	

◎は会長、○は副会長

敬称略、順不同

4 諮問・答申

三長発第 301 号
平成23年5月23日

三郷市介護保険運営協議会
会長 佐藤 雄 様

三郷市長 木津 雅 晟

三郷市介護保険条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

(諮問)

介護保険事業計画については、介護保険法（平成9年法律第133号）に基づき3年に1度の見直しを行うこととされており、平成24年度から26年度までの3年間の第5期三郷市介護保険事業計画の策定について、貴協議会の意見を求めます。



三介運第 1 号
平成24年2月2日

三郷市長 木 津 雅 晟 様

三郷市介護保険運営協議会
会長 佐 藤 雄

答 申 書

平成23年5月23日付三長発第301号をもって諮問のあった第5期介護保険事業計画策定について、当協議会は協議の結果、次のとおり答申する。

答 申

(1) 保険料基準額

4, 263円を基本とした上で、介護保険給付費支払基金を可能な範囲で取り崩し、介護保険料の軽減を図られたい。

(2) 保険料段階

保険料負担段階の第3段階を細分化して特例3段階を新たに設け、特例4段階を継続し、さらに高所得者を細分化して、7段階8階層方式を8段階10階層方式とすることにより、負担能力に応じたきめ細かな保険料設定とされたい。

(3) 保険給付

計画に対し不足を生じないようサービス事業所の整備に努められたい。

また、調査報告書の利用意向等を踏まえ、特別養護老人ホームをはじめとする施設整備を計画的に推進するとともに、地域密着型サービスについては、地域のニーズを把握し、公募等により整備されたい。なお「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の導入については今後十分研究を進められたい。

(4) 利用料の軽減

現在の利用料助成制度について、低所得者のサービス利用が困難にならないよう見直しを検討されたい。

(5) 高齢者の支援

(ア) 紙おむつ支給事業について、必要とする者が利用できるように対象範囲の見直しを図られたい。

(イ) 配食サービス事業について、ひとり暮らし高齢者等の安否確認に有力な手段であることから、回数の拡大を図られたい。

(ウ) ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等、急激な高齢化の進展や高齢者を取り巻く環境の変化等に対し、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け継続的に取り組まれたい。また、その実現のために、市が基幹的な役割を果たし、各地域包括支援センターと連携を図られたい。

(エ) 介護予防の推進にあたっては、予防給付や地域支援事業の介護予防事業について、医療や薬剤管理、栄養管理などとの連携について研究されたい。

(オ) 今後ますます増加することが予想される認知症の方に対する支援策を講じられたい。また、高齢者の権利を守るため後見人制度等の支援策を講じられたい。

第5期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発 行 平成24年3月

企画・編集 三郷市 福祉部 長寿いきがい課

ふくし総合相談室

URL <http://www.city.misato.lg.jp/>

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1

TEL : 048-953-1111

この冊子は、古紙配合の再生紙を使用しています



三郷市マスコットキャラクター
「かいちゃん&つぶちゃん」